

# 尚巴志大交流祭

## 【出店要項】

最終稿

2023.9.15

**開催目的**

南城市が実施する尚巴志ハーフマラソン大会は、県内のスポーツイベントとして根付き、令和5年度に20回目の節目を迎える。

県内屈指のマラソン大会であるNAHAマラソンのひと月前ということもあり、その試走を兼ねて多くの参加者が得られている状況である。

しかし、市内や県外からの参加者はそれぞれ全体の1割にも満たない状況であり、観光交流や経済効果等、地域振興に資する効果が生まれにくい状況となっている。

そこで、大会終了後に観光交流イベントを開催し、尚巴志ハーフマラソン大会のPRを行うとともに市民と県外客の交流を促すことで、将来的なリーダー創出を図る。

**実施概要**

- 名称** : 尚巴志大交流祭
- 開催日程** : 2023年11月5日（日）
- 開催場所** : ユインチホテル南城 駐車場
- 開催時間** : 【出店】 12:00～20:00  
【ステージプログラム】 第1部 14:00～16:00 / 第2部 17:00～20:00
- 入場者数** : 動員予定数 6,000人
- 入場料** : 無料
- 開催内容** : 【ステージ】 トークショー、大抽選会、スペシャルLIVE、地域芸能  
【会場内】 特産品展示・販売、飲食出店
- 出演者** : 第1部 / 三津家 貴也、市民団体  
第2部 / 奏絵、地域芸能団体
- 司会者** : 津波信一、儀間江梨
- 主催** : 南城市 尚巴志ハーフマラソンin南城市大会実行委員会
- 協賛** : ウェルネスリゾート沖縄ユインチホテル南城、株式会社 J T B 沖縄
- 協力** : 一般財団法人スポーツツーリズム沖縄
- 後援** : 南城市商工会 一般社団法人南城市観光協会

## 2. 出店店舗について

- 出店店舗は、主催者側の審査により選定した「店舗」及び、各種団体とする。
- 出店店舗は、定められた規則を厳守することを条件とする。
- 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（※）地方自治法施行令第167条の4第1項第167条の4普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、出店資格に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1、当該参加に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当するものでないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

- ア.暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。
- イ.自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- ウ.暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- エ.暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- オ.暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- 「名義貸し」「代理出店」は、一切認めません。
- 飲食出店店舗はテントとキッチンカー（フードカー）を基本とします。
- 出店店舗数は、約13店舗（テント7店舗／キッチンカー6店舗）を予定。  
※観光協会出店含む飲食、物産関係

## ■ 2-1. 基本出店料

①Aプラン（1店舗）：スペースのみ提供（専有スペース8坪）／¥11,000（税込）

※南城市商工会会員

※キッチンカーも含む

※出店料に含まれる物：出店スペース料

②Bプラン（1店舗）：8坪テント（横幕含む）／¥25,000（税込）

※南城市商工会会員

※出店料に含まれる物：8坪テント1張&横幕

■その他、備品及び機材・電源に関しては、全てオプションとなります。

■追加備品及び機材・電源等に付きましては、次項、オプション備品をご確認下さい。

■テント内、キッチンカー内にて火器の取り扱いがある店舗については、施設管理者及び管轄消防署への申請（届出）が必要になりますので、出店申込書時に合わせてブース内のレイアウトを提出して頂きます。

■店舗装飾に関しては、各自で行って下さい。

※募集締切 10月6日（金曜日）17時まで

※出店説明会は、下記の日程で行います。

日時：10月10日（火曜日）／場所：南城市商工会 2F会議室 〒901-1403 沖縄県南城市佐敷佐敷4-3

## ■ 2-2. オプション備品について

オプション備品	金額（税込単価）	備考
会議用テーブル／1台	2,000円	180cm×60cm
会議用テーブル／1台	1,800円	180cm×45cm
パイプイス／1脚	600円	
腰壁／1式	20,000円	
LED蛍光灯／1本	4,000円	
電源100V	6,000円	単相100V・1回路（1.5kw）2口差込み
消火器	4,000円	10型

※オプション備品の見積り／発注に関しては、**10月13日（金）17時まで**に申込下さい。

※当日の会場での追加に関しては、可能な限り対応いたしますが、備品の在庫及び電気容量などの関係上、対応出来ない場合もございますので、予めご了承ください。

※上記以外のオプション備品及び機材がある場合、ご対応出来る範囲で準備いたします。

## ■ 2-3. 出店料のお支払い

・各テナント出店料は、

**2023年10月20日（金）**までに下記口座まで、御振り込みください。

### 【振込先口座】口座名義

■ 沖縄県農業協同組合 佐敷支店（539）／ 口座番号 0684121

尚巴志ハーフマラソン大会事務局 事務局長 玉城勉

（ ショウハシハーフマラソンタイカイジムキョク ジムキョクチョウ タマシロ ツトム ）

※振込み者名義は、申込書に記載の「店舗名」も分かるようにお振込み下さい。

### 3. 出店にあたっての必要事項

- 各出店店舗は、以下の①～④までの書類をご準備の上、期限までにFAX又はメールにて提出をお願いします。
  - ① 出店申込書（別紙）
  - ② 営業許可証のコピー ※管轄保健所の許可に限ります。（沖縄県南部保健所または県全域）
  - ③ 食品営業賠償共済保険証のコピー ※またはそれに類する賠償保険証
  - ④ 出店計画書（別紙）
- 営業許可証は、各出店店舗にて申請及び取得して下さい。  
※当日、保健所の検査後に許可証を受け取る出店店舗は、事前にお知らせ下さい。
- 営業許可証の許可内容以外の販売に関しては、一切禁止します。  
※食べ物の販売には「簡易営業飲食店」、ソフトドリンクやかき氷の販売は「簡易営業喫茶店」と許可内容が変わります。  
両方の販売を計画される場合は2種類の営業許可証が必要となりますのでご注意ください。
- 販売品目に関しては、別紙「出店計画書」にて申告して頂きます。  
※同一商品（ソフトドリンクなど）の販売に関しては、【価格・容量】を統一させて頂きます。  
また、申告の無い商品の販売は禁止させていただきます。
- 「食中毒」などの安全面には十分に配慮し、衛生的な販売を行って頂きます。
- 主催者では、食中毒などに関する責任は一切負いません。

#### ■ 3-1. 各申請書の提出先

- 出店担当／インターアーツ 柴山（シバヤマ）宛  
TEL：098-867-2617 FAX：098-867-2627  
メール：shiba@interarts.co.jp

### 4. 運営（営業）規則

#### ■ 4-1. 来場者へは、以下の持ち込み制限があります。

制限品目	会場全体	ステージエリア
ビン	×	×
缶	○	○
ペットボトル	○	○
クーラーボックス	飲食エリアのみ	×※1
食べ物	○	○
テント、タープ、サンシェード	×	×
傘、日傘	飲食エリアのみ	×
危険物（ガス、ガソリン、薬品類、花火、火器等）	×	×

※1) 20ℓ以内のソフトタイプのみ持込可

#### ■ 4-2. 営業時間について

- ・ 営業（販売）時間は、12:00～終演予定30分前（19:30）を基本とします。その後、30分程度の猶予時間の間に営業を終了して下さい。来場者の退場誘導整理を速やかに行うため、終演後の来場者退場時の販売はご遠慮下さい。なお、早い時間での売り切れや営業終了は、原則控えて下さい。最低でも18:00後まで営業（販売）が行われていることが望ましいです。

#### ■ 4-3. 販売禁止品目

- ・ ビン／缶類の販売は、一切禁止とします。但し、プラカップ等に移しての販売は可能とします。
- ・ 炭／可燃ガス（カセットコンロ）などの販売及び貸し出しは禁止。
- ・ 生もの、腐敗した（または恐れのある）物、「出店計画書」に申告の無いもの。

#### ■ 4-4. フードの販売について

- ・ 販売するフード類の販売予定数量、価格などは事前に申告して頂きます。  
※販売数量に関しては、当日の状況に応じて増減しても構いません。
- ・ 他の出店店舗と類似するメニューに関しては、双方で調整して頂く場合がございます。
- ・ 刺身、レバ刺し等の「生もの」食品衛生法により簡易営業で販売が出来ない商品の販売は禁止とします。
- ・ 例え「使い捨て」であっても、ナイフ等の鋭利なものは危険防止の為、会場内では使用出来ません。ナイフの必要が無いように、事前にカットして提供してください。調理時の使用は可能です。
- ・ 会場の施設内にて、一般の方は火器の使用はできませんので、調理機器や火器の貸し出しは禁止です。火器の使用については、主催・保健所より許可された調理スペースに限ります。なお、会場施設では炭火の使用も禁止です。

#### ■ 4-5. ソフトドリンクの販売について

- ・ ペットボトルの販売に関しては問題ありません。ビン・缶での販売は禁止とします。ビン・缶入りの商品を販売する際は、必ずプラスチックカップ等に移して販売していただきます。

#### ■ 4-6. 販売用飲料・氷について

- ・ 当日、氷などの追加発注には対応致しませんので、各出店店舗にて対応して下さい。

#### ■ 4-7. 指定商品について

- ・ アルコールドリンク、ソフトドリンク、清涼飲料水のメーカー・販売商品の指定はございません。
- ・ 販売商品について施設側より指定がある場合は、改めてお知らせいたします。  
※販売品目は、事前に「出店計画書」に明記して確認させていただきます。

#### ■4-7. 給水設備について

- ・給水設備は、飲食エリア付近に共用で設置しますので、そちらをご使用ください。
- ・共同使用の為、ホースの直結などの占有使用は禁止とします。各出店店舗にてポリタンク等をご準備下さい。

#### ■4-8. 汚水処理について

- ・食材の茹で汁や、手洗いを施した時の汚水などは、主催者が定める、所定の場所にて処理を行なってください。
- ・汁物在庫、調理の際に発生した生ゴミ、調理使用済みの廃油などは、各店舗にてお持ち帰りください。
- ・トイレや側溝など、指定された場所以外に汚水を流すことは絶対におやめ下さい。
- ・洗い物は全て、持ち帰りください。会場で洗い物をする行為は固くお断りいたします。

汚水処理時の注意事項	
汚水として流せるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い時のハンドソープを含んだ水</li> <li>・ソフトドリンクなどの「飲み物」の飲み残し</li> <li>・一旦、油や調理カスを拭き取った後の調理機材の洗浄水</li> <li>・そばダシなどの汁物で、一旦「濾した」汁</li> </ul>
各店舗にてお持ち帰りするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理に使用した油類/調理の際に発生した生ゴミ</li> </ul>

#### 5. 会場設営～本番～撤去について

- ・設営・撤去に関しては、会場内の「運営規則」をご確認下さい。
- ・車両の乗入れに関しては、安全性を最優先とし最徐行の上、ハザードランプを点滅させての乗入れを基本とします。
- ・会場の混雑状況や天候なども考慮し、時間に余裕をもって行動して下さい。
- ・準備作業や搬入・搬出作業は、作業可能時間を必ず守って行って下さい。
- ・設営、本番、撤去などの店舗スタッフは、法律で定められた「最低年齢」を下回る児童をスタッフとして作業及び入場させることは出来ません。

## 6. 出店関係者スケジュール

日付	時間	行程	備考
11月4日（土）	9:00~13:00	出店エリア確保（駐車車両出し）～SM出し 主催者準備 テント類、他備品 設置	
	13:00	出店社 テント類、他備品 搬入～設置	要入場パス、要車両証
	18:00	作業終了（車両乗入れ不可）	車両及びスタッフ退場
	19:00	消灯～終了～会場OUT	夜間電源供給無し
11月5日（日）	8:00	準備開始（車両乗入れ可）	要入場パス、要車両証
	10:00	出店エリア車両移動（指定場所へ）	停滞申請車両除く
	12:00	出店エリア営業開始	★開場
	19:30	出店エリア営業終了	★20:00終演予定
	21:00	会場閉鎖	来場客全員退場
		車両乗入れ ※安全確認後	
		撤去～搬出作業開始	
24:00	終了～会場OUT		
11月6日（月）	9:00	会場清掃（全出店者参加）	各店舗1名は必ず参加
	11:00	出店エリア 完全撤去	

## 7. 車両許可証・スタッフパスについて

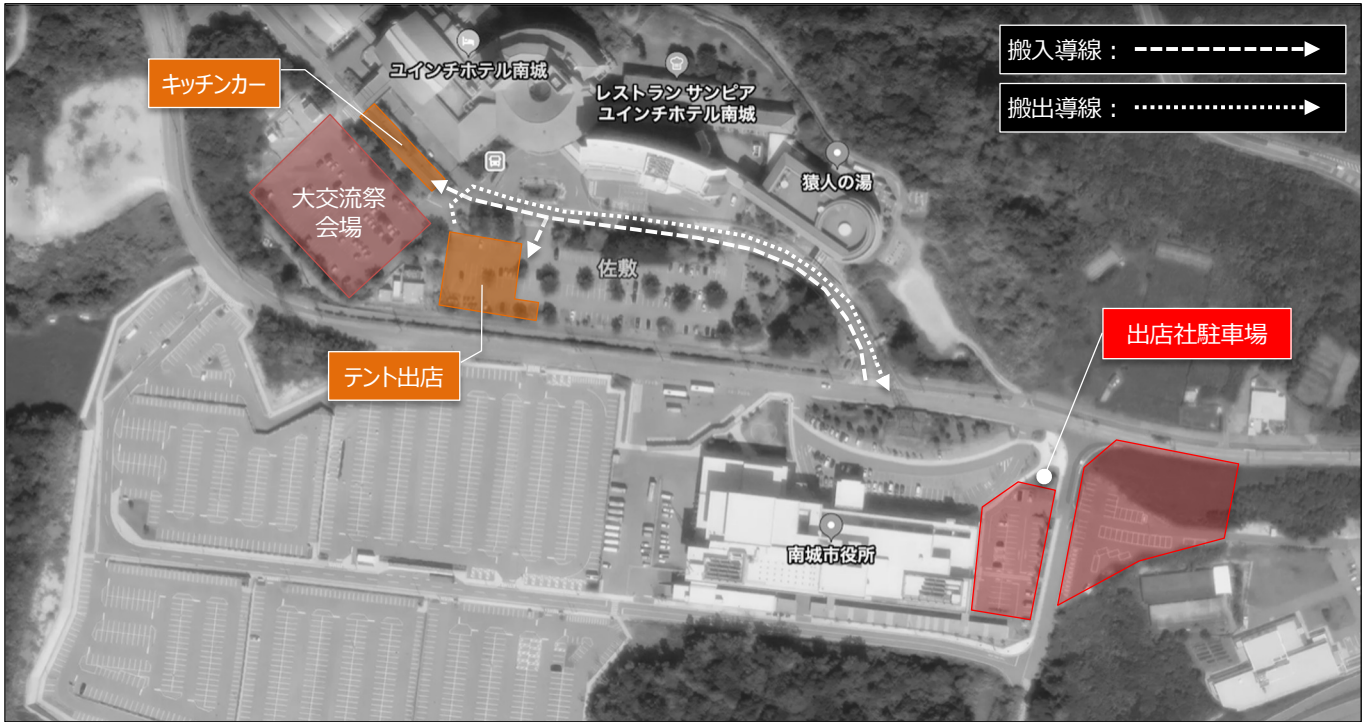
- ・会場内への乗入れる車両の「車両通行許可証」は各店舗につき**2枚**まで発行いたします。  
「通行許可証」の無い車両の会場内への乗入れ及び、指定駐車場への駐車はできません。
- ・納品のための業者に関しては、「納品業者通行許可証」を発行します。  
納品後は、スタッフの安全確認のもと速やかに退場してください。また「納品業者通行許可証」は納品時の駐車のみ可能です。納品以外の駐車、乗入れはご遠慮頂きます。
- ・スタッフパスは、基本出店店舗 1 店舗につき**最大 10枚**まで発行いたしますが事前に名簿を提出頂きます。  
スタッフパスは常に首からぶら下げて下さい。パスを不携帯の場合は退場頂く場合がございます。

## 8. 営業の停止に関する権限

- ・主催者は、出店業者が営業準則及び規則、法令に反する行為を行った場合（行おうとした場合）は、その出店店舗に対して、「改善」及び「営業の停止」を命ずることができる。



9. 搬入導線・駐車場



10. 出店エリアレイアウト



『出店に関する「ご質問」「お問い合わせ」』

- 出店管理／インターアーツ 柴山
- TEL : 098-867-2617    ■ FAX : 098-867-2627    ■ 携帯 : 090-2515-3194
- メールアドレス : shiba@interarts.co.jp